

「しもマル．net」公式フェイスブックグループの運用管理に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、下関産の農林水産物の生産者と消費者が直接交流できるコミュニティ媒体として下関市農林水産振興部（以下「市」という。）が管理・運用する「しもマル．net」フェイスブックグループ（以下「グループ」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フェイスブック：メタ社が提供するソーシャル・ネットワーキング・サービスをいう。
- (2) メンバー：グループに参加しているフェイスブックの利用者をいう。

(管理体制)

第3条 グループの適切な運用を行うため、管理体制を次に定めるとおりとする。

2 下関市農林水産振興部次長をグループ運用管理者（以下「運用管理者」という。）とし、次に掲げる業務を行う。

- (1) グループの運営方針に関すること。
- (2) グループの統括管理に関すること。
- (3) グループの各種設定に関すること。
- (4) グループの管理者権限に関すること。
- (5) その他グループに係る諸問題に関すること。

(情報発信)

第4条 情報の作成・投稿は、市の職員及びメンバーが行い、グループの運営にあたり、市は投稿された情報の内容確認を行う。

2 市は、グループの投稿及びコメントに対して、原則として、返信コメントを行わないものとする。ただし、運用管理者が必要と認めるものはこの限りでない。

(メンバーの遵守事項)

第5条 メンバーは、グループの利用に際して、次の投稿及びコメントを行ってはならない。

- (1) 特定の個人、法人、団体、行政又は地域を誹謗中傷する内容
- (2) 虚像や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させる内容
- (3) 肖像権、知的財産権などの本市又は第三者の権利を侵害するおそれのある内容
- (4) 法律、法令などに違反している内容、又は違反するおそれがある内容
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容
- (6) 本人の承諾なく個人情報をも特定、開示又は漏えいするなど、個人のプライバシーに関わる内容
- (7) 有害なプログラムを含む内容
- (8) 政治、宗教若しくは選挙活動を目的とする内容又はこれに類する内容
- (9) 人種、思想、信条等を差別するもの又は差別を助長させる内容
- (10) 過剰な広告、宣伝、勧誘、営業活動やグループ内で直接売買交渉を行う内容
- (11) その他、グループの運営上、他人に不利益を与えるなど、運用管理者が不適切と判断した内容

- 2 運用管理者は、グループへの投稿及びコメントが前項各号に掲げる内容に該当すると判断した場合は、当該メンバーに対し予告なく、情報の削除又は非表示とすることができる。
- 3 運用管理者は、メンバーが法令及び本要領並びにメタ社が定める利用規約に照らし、重大な利用違反又は不正利用等が判明した場合、若しくは延々と不適切な投稿が続く場合など、運用管理者が相応しくないと判断した場合は、メンバーへの予告なくグループから削除又はブロックすることができる。

(著作権等)

第6条 グループに掲載されている個々の情報（文書、写真、イラスト、動画など）に関する権利は、各投稿者に帰属する。

- 2 メンバーは、グループに掲載されている情報について、私的使用のための複製や引用など、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製又は転用してはならない。

(なりすましへの対応)

第7条 運用管理者は、下関市生産者応援サイト公式ホームページ上にグループリンクを掲載し、情報発信を行うとともに、なりすましでないことを証明するものとする。

(免責)

第8条 メンバーがグループに掲載した情報について、運用管理者は、その正確性、完全性、有効性、合法性、その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因してメンバー又は第三者にトラブルや損害が発生したとしても、運用管理者は一切責任を負わないものとする。

- 2 市がグループに掲載した情報に起因して、メンバー又は第三者にトラブルや損害が発生したとしても、市の故意または重大な過失によるものでない限り、市は一切責任を負わないものとする。
- 3 この要領は、メンバーへの予告なく変更や見直しを行う場合があるものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めのないものについては、運用管理者が別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和3年11月12日から施行する。